フードテックビジネス実証・実装事業補助金交付等要綱

制定　令和７年 12 月 18 日　７新食第 1973 号
農林水産事務次官依命通知

（趣旨）

第１　本事業により、環境保護等の社会問題の解決、多様な食の需要への対応及び食品産業の国際競争力の強化のため、新たなフードテックビジネスの創出及びその事業規模拡大に関する取組等を推進・支援することを通じて、我が国のフードテックビジネスの拡大を図る。

（通則）

第２　フードテックビジネス実証・実装事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、本要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第３　補助金は、事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が別表の事業の内容の欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費を補助することを目的とする。

（交付の対象及び補助率）

第４　農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業者が行う第３に掲げる補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

２　補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

（申請手続）

第５　交付規則第２条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第１号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。

２　補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しな

ければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第６　交付規則第２条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。）が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第７　大臣は、第５第１項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

２　第５第１項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、１月とする。

（申請の取下げ）

第８　補助事業者は、第５第１項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第７第１項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

（契約等）

第９　補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、大臣に遅滞なく届け出なければならない。

２　補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

３　補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第２号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（債権譲渡等の禁止）

第 10　補助事業者は、第７第１項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第 11　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第３号による変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
（２）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更を除く。
（３）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
２　補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項の規定に準じて大臣の承認を受けることができる。
３　大臣は、前２項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）
第12　交付規則第３条第１号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

（事業遅延の届出）
第13　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第４号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
２　前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって同項の届出書の提出に代えることができる。

（状況報告）
第14　補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第５号による事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の１月31日までに大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第６号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
２　前項の規定による報告のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（概算払）
第15　補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第６号の概算払請求書を大臣及び官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官に提出しなければならない。
　なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書の規定に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。
２　補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

（実績報告）

第 16　交付規則第６条第１項の別に定める実績報告書は、別記様式第７号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第 11 第１項の（３）の規定による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から１月を経過した日又は翌年度の４月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。

２　補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の４月 30 日までに別記様式第８号による年度終了実績報告書を作成し、大臣に提出しなければならない。

３　第５第２項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第１項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

４　第５第２項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第９号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年６月 30 日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 17　大臣は、第 16 第１項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

２　大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

３　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（海外付加価値税に係る還付金の額の確定における取扱い）

第 18　大臣は、日本国外における補助事業の実施に当たり、日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額（以下「海外付加価値税」という。）について補助金を交付する場合であって当該海外付加価値税について還付制度が存在するときは、還付制度の利用について補助事業者に対して検討を求めることができる。

２　補助事業者は、補助事業完了時において、海外付加価値税について還付を受けてい

る場合は、第 16 第１項の規定による実績報告書において、補助金額から減額して報告しなければならない。

３　補助事業者は、補助事業完了後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、第 16 第４項の規定に準じて大臣に報告するとともに、大臣の返還命令を受けてその一部又は全部を返還しなければならない。

（額の再確定）

第 19　補助事業者は、第 17 第１項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 16 第１項の規定に準じて提出するものとする。

２　大臣は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 17 第１項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。

３　第 17 第２項及び第３項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

第 20　大臣は、第 11 第１項第３号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第７第１項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（１）補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

（２）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（３）補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

（４）間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合

（５）間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合

（６）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　大臣は、第１項第１号から第３号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 17 第３項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第 21　補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応

経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2　取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第 22　取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第４号の大臣が定める機械及び重要な器具は、１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

2　取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第５号の大臣が定める財産は、１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のソフトウェアとする。

3　適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第５条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

4　補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

5　前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第５第１項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第７第１項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により大臣の承認を受けたものとみなす。

（１）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

（２）本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

6　第４項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

第 23　補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣に報告しその指示を受けなければならない。

（収益納付）

第 24　補助事業者は、補助事業の実施によって相当の収益を生じたときは、総括審議官が別に定めるところにより、その旨を報告しなければならない。

2　前項の規定による報告などにより、相当の収益が生じたと大臣が認めたときは、総括審議官が別に定めるところにより、当該収益の一部又は全部を国に納付させることがある。

（補助金の経理）

第 25　補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2　補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。

3　補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前２項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 10 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4　前３項の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（間接補助金交付の際付すべき条件等）

第 26　補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第９、第 11 から第 14 まで、第 16、第 18、第 19 第１項、第 20、第 21 及び第 23 から第 25 までの規定に準ずる条件並びに次に掲げる条件を付さなければならない。

（１）適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。

（２）間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

（３）前号の規定による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

2　補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

3　補助事業者は、第１項第２号の規定により承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣の承認を受けてから承認を与えなければならない。

4　補助事業者は、第１項第３号の規定により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

5　第１項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第１項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

6　補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

（指導等）

第 27　総括審議官は、本事業の適正な執行を確保するため、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

（委任）

第 28　本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、総括審議官が別に定めるところによるものとする。

附　則

１　本要綱は、令和７年 12 月 18 日から施行する。

２　この通知の施行に伴い、フードテックビジネス実証事業補助金交付等要綱（令和６年 12 月 17 日付け６新食第 2098 号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。

３　２による廃止前の通知に基づく事業については、なお従前の例による。

別表（第３、第４及び第 12 関係）

区分	事業の内容	経費	補助率	補助事業者	補助要件	軽微な変更	
						経費の配分の変更	事業の内容の変更
フードテックビジネス実証・実装事業	環境保護等の社会問題の解決、多様な食の需要への対応及び食品産業の国際競争力の強化のため、新たなフードテックビジネスを創出する区分の欄の（１）及び（２）の取組への支援を実施する。	補助事業者が本要綱に基づいて公募・選定したビジネスモデル実証・実装事業実施主体に対して補助する場合における当該補助に要する１（２）の経費、補助事業者が本要綱に基づいて実施する事業に要する１（１）及び２の経費		総括審議官が別に定める者から公募により選定された団体とする。	総括審議官が別に定める要件を満たしていること。	経費の欄に掲げる１（１）及び（２）並びに２の経費の相互間における経費の 30%以内の増減	事業目的の変更、事業の内容の追加又は削除及び委託する事業の新設又は内容の変更以外の変更
（１）ビジネスモデルの実証・実装	①ビジネスモデル実証・実装事業の運営・管理等並びに審査委員会及び評価委員会の開催 ビジネスモデル実証・実装事業実施主体を選定するための公募、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等を行うとともに、ビジネスモデル実証・実装事業実施主体の公募に係る審査等を	１　ビジネスモデルの実証・実装に係る経費 （１）　ビジネスモデル実証・実装事業の運営・管理等並びに審査委員会及び評価委員会の開催に係る経費	①定額				

区分	事業の内容	経費	補助率	補助事業者	補助要件	軽微な変更	
						経費の配分の変更	事業の内容の変更
	行う審査委員会及びビジネスモデル実証・実装事業の進捗の検証、評価等を行う評価委員会を開催する。 ②ビジネスモデル実証・実装事業 国内の食品事業者、流通事業者、製造事業者、情報関連事業者、大学等の研究機関、食育・栄養関係団体等によるフードテック等を活用した新たな商品・サービスを生み出すビジネスモデルを実証・実装する取組を支援する。	（２）ビジネスモデル実証・実装事業に係る経費	②1/2以内				
（２）横展開に向けた情報発信等	（１）②の取組の実証・実装成果を取りまとめた、ウェブページ等の成果物の作成、セミナーの開催等による情報発信のほか、消費者理解の促進に向けた情報発信等の取組を実施する。	２　横展開に向けた情報発信等に係る経費	定額				

別記様式第１号（第５関係）

令和〇年度　フードテックビジネス実証・実装事業補助金
交付申請書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、フードテックビジネス実証・実装事業補助金交付等要綱第５の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

１　事業の目的
２　事業の内容及び計画
３　経費の配分及び負担区分

区　　分	補助事業に要する経費（A＋B）	負担区分		備　　考
		国庫補助金（A）	その他（B）	
	円	円	円	
合　　計				

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
□　免税事業者
□　簡易課税制度の適用を受ける者
□　地方公共団体の一般会計
□　地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が５％超となることが確実に見込まれるもの

4　事業の完了予定年月日　　令和　　年　　月　　日

5　添付書類

（注）　1　この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。
2　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
3　添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第２号（第９関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年　月　日

（間接）補助事業者　殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注１）　〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注２）　この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注３）　「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第３号（第 11 関係）

令和〇年度　フードテックビジネス実証・実装事業補助金
変更等承認申請書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　殿

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇したいので、フードテックビジネス実証・実装事業補助金交付等要綱第 11 の規定に基づき申請する。

記

（注１）　下線部分については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注２）　記の記載要領は、別記様式第１号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
　なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

（注３）　添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第４号（第 13 関係）

令和〇年度　フードテックビジネス実証・実装事業補助金
遅延届出書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、フードテックビジネス実証・実装事業補助金交付等要綱第 13 の規定に基づき届け出る。

記

１　補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

２　補助事業の遂行状況

区　分	総事業費	事業の遂行状況				備　考
		令和〇年〇月〇日までに完了したもの		令和〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

（注１）　括弧内は、該当するものを記載すること。
（注２）　補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「令和〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。
（注３）　「区分」の欄には、別記様式第１号の記の「３　経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
（注４）　「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
（注５）　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注６）　添付資料が届出者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第５号（第 14 関係）

令和〇年度　フードテックビジネス実証・実装事業補助金
事業遂行状況報告書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、フードテックビジネス実証・実装事業補助金交付等要綱第 14 の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区　　分	総事業費	事　業　の　遂　行　状　況				備　考
		令和〇年〇月〇日までに完了したもの		令和〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

（注）　１　「区分」の欄には、別記様式第１号の記の「３　経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
２　「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
３　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
４　添付資料が報告者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第６号（第 15 関係）

令和〇年度　フードテックビジネス実証・実装事業補助金
概算払請求書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　殿
官署支出官　農林水産省大臣官房予算課経理調査官　殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、フードテックビジネス実証・実装事業補助金交付等要綱第 15 の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
（また、併せて、令和〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。）

記

区分	総事業費	国庫補助金(A)	既受領額（B）		遂行状況報告	今回請求額(C)		残額(A)－（(B)＋(C)）		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	〇月〇日現在の出来高	金額	〇月〇日現在の予定出来高	金額	〇月〇日までの予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

（注）１　「区分」の欄には、別記様式第１号の記の「３　経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
２　括弧内は、第 14 第１項ただし書の規定による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
３　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
４　添付資料が請求者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第７号（第 16 第１項関係）

令和○年度　フードテックビジネス実証・実装事業補助金
実績報告書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、フードテックビジネス実証・実装事業補助金交付等要綱第 16 第１項の規定により、その実績を報告する。
（また、併せて精算額としてフードテックビジネス実証・実装事業補助金○○○円の交付を請求する。）

記

１　事業の目的
２　事業の内容及び実績
３　経費の配分及び負担区分

区　　分	補助事業に要した経費（Ａ＋Ｂ）	負　担　区　分		備　　考
		国庫補助金（Ａ）	その他（Ｂ）	
○○○○	円	円	円	
合　　計				

㈱）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

４　事業の完了年月日　　令和○年○月○日

５　収支精算
（１）収入の部

区　　分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
１　国庫補助	円	円	円	円	

金 2　その他					
合　　計					

（2）支出の部

区　　分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合　　計					

（注）区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。

6　添付書類

（注）1　この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
2　括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。
3　間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の５（２）の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
4　添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し及び契約書、請求書、領収書等の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
5　添付資料が報告者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第８号（第 16 第２項関係）

令和〇年度　フードテックビジネス実証・実装事業補助金
年度終了実績報告書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、フードテックビジネス実証・実装事業補助金交付等要綱第 16 第２項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区　　分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定年月日
	補助事業に要する経費（A）	国庫補助金	（A）のうち年度内支出済額	概算払受入済額	（A）のうち未支出額	翌年度繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇 年度内完了分 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
合　　計							

（注）１　本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）。
２　交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
３　繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
４　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
５　添付資料が報告者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第９号（第 16 第４項関係）

令和〇年度　フードテックビジネス実証・実装事業補助金
消費税仕入控除税額報告書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあったフードテックビジネス実証・実装事業補助金について、フードテックビジネス実証・実装事業補助金交付等要綱第 16 第４項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　適正化法第 15 条の補助金の額の確定額 （令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）	金	円
２　補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
４　補助金返還相当額（３の金額から２の金額を減じて得た額）	金	円

（注）１　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（３）の資料を除き添付不要）
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
（１）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
（２）付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
（３）３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
（４）補助事業者が消費税法第 60 条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
２　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
３　添付資料が報告者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

5　当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
［　　］

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6　当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
［　　］

（注）1　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

3　添付資料が報告者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第10号（第25関係）

財　産　管　理　台　帳

補助事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

地区名 地区				事業実施年度		令和　　年度		農林水産省所管補助金名										
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工種構造施設区分	施工箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
									国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合　計																

（注）1　処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

2　処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。

3　摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。

4　この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。